

舞鶴市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第 9 項、措置状況を同条第 12 項の規定により公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

舞鶴市監査委員 尾関 善之

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

1 監査の対象

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 補助事業 | 塵芥処理事業費補助金 |
| 補助団体 | 一般廃棄物収集運搬許可業者 |
| 所管課 | 生活環境課 |
| (2) 公の施設 | 舞鶴市総合文化会館、東コミュニティーセンター |
| 指定管理者 | (公財)舞鶴市文化事業団 |
| 所管課 | 文化振興課 |
- ※ いずれも平成 28 年度事業に係る分

2 監査の期間

平成 29 年 9 月 26 日から平成 30 年 3 月 19 日まで

3 監査の方法

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに係る市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

4 監査の結果等（詳細は、別紙の結果報告書兼措置状況通知書のとおり）

一般廃棄物収集運搬許可業者に係る補助事業については、補助金交付要綱等が整備されておらず、交付基準が明確ではないので要綱等に規定し適切に処理されたい。事業の実施手法については、事業内容が補助事業として実施することに適していないと認められることから、早期にその手法を見直されたい。

また、公益財団法人舞鶴市文化事業団については、施設敷地の移管に伴う数値の異動処理に関して、協定書類と関連台帳で一部不整合が見られたが、その他は、概ね適正に事務処理がなされていた。施設管理の面では、利用者数、稼働率ともに年間目標値を上回っており、収支の状況も良好と思われる。現状を維持しながら、さらなる経費の節減に取り組まされたい。

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 塵芥処理事業費補助金
- ・ 監査期間 平成 29 年 9 月 26 日～30 年 3 月 19 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○補助金交付手続きについて</p> <p>(1) 補助金の交付手続きについて要綱等の定めがなく、基本決裁等でも補助基準、補助対象事業、手続等について明確に定められていない。毎年繰り返し行われる補助金であることから、要綱等で補助基準等を明確に定めるとともに、各種手続きや提出書類について具体的に定められたい。</p> <p>(2) 補助金の実績報告については、各事業者から「一般廃棄物収集運搬業務実績報告書」が毎月提出されているが、当該報告書は舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 11 条の規定（様式第 15 号）に基づくものであり、補助金の事業実績報告書として事業に要した経費の内訳や対象事業経費などが明らかとなっていない内容であり、適正な事業実績報告書の提出を求められたい。</p> <p>(3) 補助金額の積算にあたり消費税を含めて算定をしているが、事業者が当該補助事業分の消費税控除を受けた場合には補助金の返還を求める必要があることから、その旨を要綱等に規定するとともに、交付決定通知書等に明記するなど適切な処理をされたい。</p>	<p>(1) 補助金等の交付に関する規則に基づき、できる限り早期に補助基準等を明確に定めるとともに、各種手続きや提出書類を具体的に定めます。</p> <p>(2) 補助基準等に基づき、適正な事業実績報告書の提出を求めます。</p> <p>(3) 補助基準等に消費税仕入税額控除に関する手続きを明記のうえ、適切に処理します。</p>
<p>○事業実施手法の見直しについて</p> <p>・ 本事業については補助事業により執行されているところであるが、全国的にも、一部事業を許可事業者に執行させている市町村はあるものの、本市のように全ての収集運搬事業を許可事業者に任せている例は見当たらない。全事業を許可事業者に補助事業として執行させることは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では想定されていないと解されることから、事業の実施手法について早期に見直しを実施されたい。なお、当該事業の執行方法については「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（平成 28 年度～37 年度）」において現行の方法で行うこととされていることから、事業の見直しにあたっては、当該計画との整合性についても併せて検討されたい。</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、本市におけるより安定したごみ収集体制の確保に努めます。なお、事業実施手法については平成 32 年度見直し予定の「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」との整合性を確保します。</p>

- ・ 監査対象 舞鶴市総合文化会館・東コミュニティーセンター 指定管理事業
- ・ 監査期間 平成 29 年 9 月 26 日～平成 30 年 3 月 19 日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○基本協定書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日付けで総合文化会館の施設敷地の一部を移管したことにより、土地台帳上の面積が減少しているが、同日付けで改定された基本協定の仕様書には、それ以前の敷地面積が記載されている。帳簿との整合を図られたい。 	<p>変更協定を取り交わし、面積誤りについて訂正します。</p>
<p>○指定管理事業全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用者数、稼働率ともに年間目標値を上回っており、収支の状況も良好と思われる。現状を維持しながら、さらなる経費の節減（指定管理料の削減）に取り組まれたい。 	<p>引き続き、経費節減に努めます。</p>